

総合的創業支援事業業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名
総合的創業支援事業業務委託
- (2) 業務内容
別紙「総合的創業支援事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託先数
1 団体
- (4) 委託期間
契約締結日から令和 6 (2024) 年 3 月 31 日 (日) まで
- (5) 委託費
3,710,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。) を上限とする。

2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申立て又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 栃木県暴力団排除条例 (平成 22 年栃木県条例第 30 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

3 応募スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| (1) 実施要領等の公表 | 令和 5 (2023) 年 3 月 1 日 (水) |
| (2) 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和 5 (2023) 年 3 月 8 日 (水) 17 時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 5 (2023) 年 3 月 10 日 (金) |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和 5 (2023) 年 3 月 17 日 (金) 17 時まで |
| (5) 選考審査会の実施 | 令和 5 (2023) 年 3 月 22 日 (水) |
| (6) 審査結果の通知 | 令和 5 (2023) 年 3 月下旬 |

4 応募方法等

- (1) 質問及び回答方法
 - ① 提出期限 令和 5 (2023) 年 3 月 8 日 (水) 17 時まで (必着)
 - ② 提出書類 質問書 (様式 1)
 - ③ 提出方法 ファックス又はメール
 - ④ 回 答 令和 5 (2023) 年 3 月 10 日 (金) までにファックス又はメールにて回答併せて、その内容をホームページで公表
- (2) 企画提案書の提出
 - ① 提出期限 令和 5 (2023) 年 3 月 17 日 (金) 17 時まで (必着)

② 提出書類

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ア 応募申込書（様式 2） | 1 部 |
| イ 応募資格誓約書（様式 3） | 1 部 |
| ウ 企画提案書（様式 4） | 1 部 |
| エ 見積書（任意様式） | 1 部 |
| オ 創業支援事業実績（直近 2 年分）（任意様式） | 6 部（正本 1 部、副本 5 部） |

③ 提出方法 持参又は郵送

(3) 担当部局及び書類提出先等

栃木県産業労働観光部経営支援課商業活性化担当

住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20（栃木県庁舎本館 6 階南側）

電話：028-623-3177／FAX：028-623-3340

E-mail: syougyou@pref.tochigi.lg.jp

5 審査・選定方法

(1) 審査方法

県が別に定める選考審査会が、提出書類を評価基準に基づき総合的に審査を行い、最も優れた提案を行ったと認められる者を契約候補者として選定する。

なお、応募申込者が 1 者のみであった場合は、審査を行った上で、一定の基準を満たした場合に契約候補者として選定する。

(2) 評価基準

別表の評価基準のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者に対して令和 5（2023）年 3 月下旬に文書で通知する。

(4) その他

選考審査会は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

6 特記事項

令和 5（2023）年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、このプロポーザルの変更等を行うことがある。

7 その他

(1) 選考審査会において選定された契約候補者については、県と協議の上、最終仕様を決定し、栃木県財務規則等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結するものとする。

(2) 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費については、参加者負担とする。

(3) 提出された書類は返還しない。

(4) 次の場合は失格とする。

① 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合

② 申請書類やプロポーザルの内容に虚偽があることが判明した場合

企画提案評価基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案書について、審査項目及び評価内容に基づいた各審査員の採点の合計を各提案の点数とし、各審査員の合計点により順位を付す。採点結果に基づき、契約候補者として1者を選定する。
- 3 評価点数が同点の場合は、審査会で審議の上、契約候補者を決定する。
- 4 各審査員の採点の合計が、評価点の合計の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。企画提案者が1者のみの場合は、最低基準点を満たした場合に契約候補者とする。

(100点満点)

審査項目		評価内容	配点（※）
1	業務内容の理解度	委託業務の目的や内容について十分に理解しているか。また、仕様書の内容を満たした提案となっているか。	10点
2	提案内容の優良性	(1) 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。	20点
		(2) 提案内容に独自の発想や工夫はあるか。	10点
3	業務内容の確実性	過去に類似の業務で良好な実績をあげているか、同等の成果が期待できるか。	10点
4	業務遂行の安定性	業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	20点
5	必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。	10点
6	専門的知識	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	20点
合 計			100点

(※) 配点基準

配点	評価基準				
	特に優れている	優れている	普通	劣っている	特に劣っている
10点	10～9	8～7	6～5	4～3	2～1
20点	20～17	16～13	12～9	8～5	4～1

(選定委員)

選定委員は、次の5名とする。

所 属	職 名	備 考
産業労働観光部経営支援課	課 長	委員長
産業労働観光部産業政策課	次世代産業創造室係長 (産業戦略チームT L)	
産業労働観光部経営支援課	中小・小規模企業支援室長	
産業労働観光部経営支援課	主幹兼課長補佐（総括）	
産業労働観光部経営支援課	課長補佐（商業活性化担当G L）	